

重症新生児等を受け入れている

小児入院医療機関に対する評価の充実

骨子【Ⅲ－５（１）】

第１ 基本的な考え方

小児入院医療を担う保険医療機関のうち、高度急性期を担う保険医療機関等から、重症な新生児等を受け入れており、重症児の受入れ体制が充実している保険医療機関に対する評価を新設する。

第２ 具体的な内容

小児入院医療管理料３、４又は５を算定している保険医療機関のうち、新生児特定集中治療室に入院していた患者や超・準超重症児の受入れ実績のある保険医療機関に対する評価を新設する。

| | | |
|-----|-------------------|-------------|
| | 小児入院医療管理料 | |
| (新) | <u>重症児受入れ体制加算</u> | 200点（１日につき） |

[施設基準]

- (1) 小児入院医療管理料３、４又は５の届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 当該病棟に小児入院患者をもっぱら対象とする保育士が１名以上常勤していること。
- (3) 内法による測定で 30 平方メートルのプレイルームがあること。プレイルームについては、当該病棟内にあることが望ましい。
- (4) プレイルーム内には、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等があること。
- (5) 当該病棟等において、転院前の保険医療機関において新生児特定集中治療室に入院していた転院患者を、過去 1 年間に 5 件以上受け入れていること。

と。

- (6) 当該病棟等において超・準超重症児の患者を、過去1年間で10件以上受け入れていること（なお、当該件数には、医療型短期入所サービスによる入所件数も含める。）。